

平成 30 年 4 月 15 日

薪ストーブの会 の皆さん へ

薪ストーブの会

薪ストーブの会総会での決定事項

平成 30 年 4 月 15 日、薪ストーブの会総会時の決定事項等について、当日参加できなかった会員のみなさんに周知するために、下記しますので、ご確認願います。

記

1、30 年度の定例会について

- ①今年度の定例会については、山小屋の移転、従来使用してきた施設等の現状復帰のための活動とします。
- ②参加者の伐倒技術、枝整理、チェーンソー等の機械整備等、研修を主体とします。
- ③上記①、②の活動が主体となりますので、『きもち』の支給は無とします。

2、3.0 年度の B 作業について

- ①従来の B 作業は、月に 4 回の活動をしていましたが、今年度からは、第 4 日曜日の活動を無とします、従って、定例の B 作業は、月に 3 回となります。
- ②臨時の B 作業は、従来通り、都度案内します。

3、『薪づくり専門部会』の発足について

- ①今年度から、『薪づくり専門部会』を発足し、良質の薪の製作、伐倒技術の向上等を図ることになりました、この活動での、玉切り材等の持ち帰りは無とします。
- ②この部会への参加については、別紙の通りご案内しますので、参加希望の方は、申し出てください。

4、その他確認事項

- ①現在、資源をいかす会から、作業の都度支給している『きもち』については、従来通り活用できますが、木のきもちは廃止し、付の『きもち』のみとします。
- ②『きもち』については、基本的に、薪との交換にのみ使用できることとし、貨幣との交換には使用しない。
- ③『薪づくり専門部会』、『臨時 B 作業』は、都度申告し活動することとし、伐倒以外にも、玉切り材の搬出、薪割り作業等の活動も、都度申告し実施する。
- ④定例会。B 作業等の活動を実施する場合は、作業開始前に当日の班長等を決めて、安全に最大限の配慮をして行い、参加者も、班長の指示に従って活動する。
- ⑤定例会、B 作業等の活動は、事前に活動テーマ等を連絡し、活動する。
- ⑥土曜日、日曜日にも参加できるように、臨時 B 作業を設けて活動する。

以上